

日本実験動物技術者協会九州支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本実験動物技術者協会九州支部（以下本会とよぶ）と称する。

2 本会は日本実験動物技術者協会（以下本部とよぶ）規約第11条に定める支部とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を大分県由布市医大ヶ丘1-1506

大分大学全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門内におく。

(目的)

第3条 本会は、実験動物に関する知識・技術並びに技術者としての地位の向上に努め、もって、実験動物にかかわる学術的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互間における知識および技術の交流
- (2) 関連機関との交流および情報の交換、資料の収集
- (3) 会誌、その他の出版物の発行
- (4) 実験動物技術に関する講演、講習会および研究発表会の開催
- (5) その他必要と認める事業

第2章 会員

(種類)

第5条 会員は、普通会员と賛助会員とする。

(普通会员)

第6条 普通会员は全て本部に登録され、本会を構成し、実験動物の飼育、管理、営業、研究並びに教育などの業務に従事する者で、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払う個人とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、直接本会の構成員とはならず、本会の趣旨に賛同し、所定の賛助会費を支払う個人又は団体とする。

(会費)

第8条 会員は、所定の会費を毎年次、納入しなければならない。

2 1年間にわたり会費を納めない会員は、総会の議により退会したものとみなすことができる。

(退会)

第9条 本会の名誉を著しく損なう行為をした者に対しては、総会の議により除名することができる。

2 本人が退会を申し出た場合、支部の承認を得て、本部に報告するものとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

支部長 1名（本部理事兼務）

副支部長	2名
幹事	若干名
監事	2名
評議員	本部運営規程による

(職務)

- 第11条 支部長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
 - 3 幹事は、本会の業務を執行する。
 - 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

- 第12条 役員及び評議員の任期は、3年とし、通常総会から翌々々年の通常総会までとする。
ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

第4章 会 議

(種類)

- 第13条 会議は総会及び役員会とし、支部長が招集する。

(総会)

- 第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3 臨時総会は支部長が必要と認めたとき、開催する。

- 第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画
- (2) 歳入歳出予算および決算の承認
- (3) 本規約の改廃
- (4) その他重要事項

(役員会)

- 第16条 役員会は、支部長が必要と認めたとき、支部長が招集する。

- 第17条 役員会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 支部会報、その他出版物の発行
- (4) 関係諸機関との連絡
- (5) 実験動物に関する講演、講習会の開催

第5章 財 務

(経費)

- 第18条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金等をあてる。

(会費)

- 第19条 会費は会員の種類により、普通会費と賛助会費に分ける。

(会計年度)

- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

第6章 雑 則

(顧問)

第21条 本会は総会の議を経て、顧問を置くことができる。

(改廃)

第22条 本規約の改廃は、総会における出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

第23条 本規約に定めるもののほか、必要な細則は、役員会の議を経て支部長が定める。

附 則 1. 本規約は昭和59年4月より施行する。

2. 平成元年4月一部改正。

3. 平成2年4月一部改正。

4. 平成10年4月一部改正。

5. 平成10年4月一部改正。

6. 平成14年4月一部改正。

7. 平成18年4月一部改正。

8. 平成22年4月一部改正。

9. 平成24年3月一部改正。